

芦屋町教育委員会会議録

令和6年第6回定例会

日 時 令和6年6月3日(月) 10時00分 ～ 11時50分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也
	教 育 長	三 榊 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香

「書 記」	学校教育係長	原 田 聡 太
-------	--------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第17号 芦屋町学校評議員運営規程の一部を改正する告示の制定について

議案第18号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第19号 芦屋町立小中学校弁護士相談に関する要綱の制定について

議案第20号 芦屋町立小中学校教職員の長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱の制定について

第4 協議事項

○令和6年度芦屋町教育大綱推進プランについて

○教職員の勤務実態について

○芦屋町健康づくり推進協議会委員の選出について

第5 報告・連絡

○令和6年度一般会計補正予算(第1号)教育委員会所管分

○いじめ、不登校の状況について

○令和6年度学校訪問について

○令和6年度水泳指導について

○令和6年度英語体験活動について

○令和6年度海外ホームステイ事業派遣者選考結果について

○ぼらんていあキッズ事業児童参加状況等について

○6月、7月の行事予定について
第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和6年第6回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 10時00分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、井上委員と森山委員をお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第17号 芦屋町学校評議員運営規程の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議案第17号 芦屋町学校評議員運営規程の一部を改正する告示の制定について

○学校教育課長 (議案第17号 芦屋町学校評議員運営規程の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」この規程で引用している例規に条ずれが発生しているため、所要の改正を行うものです。

○教育長 ご質問、ご意見などはございませんか。ないようでしたら、議案第17号については承認してよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●議案第18号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議案第18号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○学校教育課長 (議案第18号芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」本年9月より、学校給食費の無償化を実施するため、これまで国費等で扶助されている方以外の方の給食給食費の保護者負担額の半額相当を町が負担するというものを、町が全額負担するよう改正するものです。

○教育委員 町が全額負担するとなると、町の負担がどのくらい増えますか。

○学校教育課長 今年度の当初予算時では2000万円ほど一般会計から繰出金を計上していただきましたので、その倍額の4000万ほどと見込んでいます。ただし、今年度は4月分から7月分までの学校給食費を保護者から徴収しますので、その分が差し引かれて、6月の補正予算計上額としては1424万1千円となっています。

- 教育委員 遠賀郡内で無償化しているところがありますか。
- 学校教育課長 ありません。
- 教育委員 この制度はいつまで実施するのですか。
- 学校教育課長 令和9年3月末日までです。
- 教育長 令和9年度以降については、状況をみて判断することになると思います。他にご質問などがないようでしたら、議案第18号については承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

●議案第19号 芦屋町立小中学校弁護士相談に関する要綱の制定について

- 教育長 議案第19号 芦屋町立小中学校弁護士相談に関する要綱の制定について
- 学校教育課長 (議案第19号 芦屋町立小中学校弁護士相談に関する要綱の制定について説明※資料のとおり)
「概要」今年度からスクールアドバイザーを導入し、学校側から直接弁護士へ相談ができる体制を作るため、学校側が弁護士に相談するための手続きについて要綱で定めるものです。
- 教育委員 表題の「学校弁護士」とは、スクールアドバイザーということですか。
- 学校教育課長 これまで「スクールアドバイザー」と呼称していましたが、学校へアドバイスをしていただいている方は他にもおられるため、この要綱では「学校弁護士」という名称を使用しています。
- 教育長 校長会にも「学校弁護士」と呼称する旨を伝えていきます。
- 教育委員 学校側は「依頼書」や「報告書」を提出することになりますが、弁護士へ相談する度に提出することになるのでしょうか。管理職ではない教職員が学校弁護士へ相談することはあるのでしょうか。
- 学校教育課長 基本的に、主に学校管理職が相談者となりますが、相談内容によっては、関係する教員も一緒に相談に入ることは想定しています。
- 教育長 あくまでも学校弁護士なので、担任個人の問題は別です。
- 教育委員 校長にとって依頼しやすく、手続きだけが難しくならないような形で活用ができればいいと思います。
- 教育長 文書作成などで時間をとられないように気を付けたいと思います。
- 教育委員 要綱には学校側が提出する書類について定めていますが、弁護士が提出する書類はないのでしょうか。
- 学校教育課長 学校弁護士とは委託契約をしており、その業務の中で毎月実績報告をしていただくことになっています。
- 教育長 他にご意見などがないようでしたら、議案第19号については承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

- 議案第 20 号 芦屋町立小中学校教職員の長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱の制定について
- 教育長 議案第 20 号 芦屋町立小中学校教職員の長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱の制定について
- 学校教育課長 (議案第 20 号芦屋町立小中学校教職員の長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱の制定について説明※資料のとおり)
「概要」教職員の長時間労働の問題に対して、労働安全衛生法で学校設置者として面接体制を整えなければならないため、本年度より芦屋中央病院の産業医にお願いし、教職員への面接や職場環境の巡視などをお願いしています。そのうち、面接指導の実施に関する手続きについて要綱で定めるものです。
- 教育委員 昨年、学校訪問をしたときに、メンタルヘルス対策として既に取り組みられていると思っていました。今回要綱を制定することで、その辺りの対応が手厚くなるものなのでしょうか。
- 学校教育課長 これまで、県費教職員から同様の相談があったときは、公立学校共済組合などの相談窓口をご案内するのみでした。労働安全衛生法に基づく対応としては、学校設置者として面接指導する体制を整備しなければならないとの指摘を受けましたので、今回芦屋中央病院に産業医業務を委託したものです。
- 教育委員 労働安全衛生法に基づき、安全管理者などを選任する必要はありませんか。
- 学校教育課長 各学校の職員数が 50 人に満たないため、安全管理者などの選任は義務付けられていません。職員数が 49 人以下の事業所には「安全衛生推進者」を置く必要があり、各学校の教頭がその任についています。職場巡視の結果などに関しては、各学校の教頭先生に報告をしていただくように考えております。
- 教育長 他に質問などはありませんか。ないようでしたら、議案第 20 号については承認してよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

第 4 協議事項

●令和 6 年度芦屋町教育大綱推進プランについて

- 教育長 令和 6 年度芦屋町教育大綱推進プランについて
〔令和 6 年度芦屋町教育大綱推進プラン(学校教育の取り組み)について説明※資料のとおり〕
「概要」今年度の推進プランは、第三次芦屋町教育大綱の項目に沿う形で作成しています。また、歴史・文化に関する部門が町長部局へ移管されたことから、作成者を「芦屋町・芦屋町教育委員会」としています。

学校教育の取り組みについて説明します。学力向上の取り組みの基礎基本となる学力の定着において、「家庭学習に対する意欲」という言葉を新たに付け加えています。ICTを効果的に活用した個別最適な学び、協働的な学びの授業実践ということで、本年度から「学校教育の重点」の中で使用している「個別最適な学び」「協働的な学び」という文言に改めました。「語先・後礼の推進」の項目で、学校職員が実践できていないため、「児童・生徒及び学校職員の語先後礼の日常化」と改めました。

○生涯学習課長 [令和6年度芦屋町教育大綱推進プラン（社会教育の取り組み）について説明※資料のとおり]

「概要」「歴史・文化に関すること」が町長部局へ移行したことに伴い、第三次芦屋町教育大綱で、この分野を新たに大項目「歴史・文化の取り組み」として設定されています。このため、令和5年度まで3番目に、「歴史・文化の保護と振興」という中項目がございましたが、そちらが外れ、「人権・同和教育の推進」が項目3、「青少年健全育成活動の推進」が項目4、「地域教育力の向上」が項目5と順番を繰り上げています。小項目及び具体策は、昨年度から引き続き設定しております。

「各社会教育施設における事業推進」において、昨年度より事業を再開し、事業への参加を呼び掛けていましたが、なかなか参加者が集まらない状況が起きております。このため、焦らず、しっかりと事業を定着させたいという観点から、参加者数の増、または維持というように指標を少し拡大しております。図書館事業では、昨年度から広域電子図書館がオープンいたしましたので、こちらの利用者の増ということを指標の中に新たに加えております。

青少年体験事業について、こちらもコロナ禍で事業ができない、なかなか参加が増えないといった状況がありましたので、まずは定員到達することを目標にしようとしておりました。今年度は全ての事業を従来通りの形で進めさせていただいておりますが、中には少子化に伴いまして、定員数自体を減らしているものもあります。従いまして、「前年度比の増または定員到達」という形で指標を設定しております。「ボランティアスタッフの参加充実」というところで、近年、大学生のほか、ハンズ・オン・キッズ事業等の経験者のボランティア参加が増えております。このため、「事業OB」という言葉を指標に加えております。また、学校教育では体験できない、機会が少ないといった事業を社会教育において体験できるように努力していくため、「各体験事業の企画内容の精査・見直し（学校教育との住み分け）」を新たな指標として設定しております。

「ボランティア活動センター利用者数」について、こちらもコロナ禍が明けましたので、「増または維持」という表現に変更しております。

「学校サポーター年間延べ参加者数」について、「前年度比増または維持」と表現を改めております。

大項目3「歴史・文化の取り組み」のうち、中項目3「文化芸術活動の充実」では、小項目として2つ設定しております。1つ目が「ギャラリーあしや事業の充実」、2つ目は「文化芸術団体等との連携」です。具体策として、「ギャラリーあしや貸出しの推進」を新たに上げております。

「歴史・文化の取り組み」の部分は、芦屋釜・歴史文化課の新郷課長に作成をお願いしたところ、このような内容でまとめられています。小項目、具体策の立て方につきまして、従来計上されていたものを整理されて、設定しているとのこと。また、重点的に取り組んでいるところを指標として立て直していると伺っております。

○教育長 前年度の推進プランからの修正点、変更点を中心に説明させていただきました。これについてご意見ご質問などがあれば、後日でかまいませんので、お知らせいただきたいと思います。ご質問などがないようでしたら、こちらの内容で進めたいと思います。

●教職員の勤務実態について

○教育長 教職員の勤務実態について

○学校教育課長 (教職員の勤務実態について説明※資料のとおり)

「概要」教職員の超過勤務の状況は、産業医の先生へ毎月報告しています。本年4月の状況ですが、昨年4月と比べると、全体的には5人増加し、80時間以上の人数は9人で変わりませんが、45時間超の人数が12人減り、45時間以下の人数が17人増えています。超過勤務の時間数は減っている状況です。

○教育委員 これはタイムカードの打刻時間ですか。

○学校教育課長 そうです。

○教育委員 これは1週間の集計ですか。

○学校教育課長 1カ月間の集計です。

○教育委員 中学校で超過勤務が100時間を超えている先生が3人いますが、管理職の方ですか。

○学校教育課長 部活動の指導をされている先生です。

○教育長 教職員が土日に出勤した時は、タイムカードに打刻するようにしています。土日連続で出勤させることは、基本的にしていません。土曜日だけ出勤した場合、1回の勤務時間が3時間と仮定して、4回出勤すれば12時間の超過勤務となります。そのほか、試合の為に引率して、1日勤務をされれば、超過勤務はもっと増えますので、部活動が超過勤務に与える影響は、中学校の実態を見ても明らかになったと思います。今後、これを各学校に配って、管理職に超過勤務のあり方についてしっかり考えていただくこととなりますが、部活の関係があるので、すぐには解決しないと思います。

○教育委員 過労死ラインは80時間ですね。

○教育長 9人が過労死ラインを超えて勤務していることとなります。

学校管理職の超過勤務は、40 時間をすぐに超えます。午後 7 時まで残ればプラス 2 時間、朝 30 分早く出勤すれば、合わせて 1 日に 2.5 時間。それが 20 日間続けば、50 時間の超過勤務となります。

○教育委員

学校の先生は 8 時 15 分に勤務開始ですね。その 8 時 15 分に朝の会が始まるので、早い方は 7 時半頃、遅くても 8 時には出勤していないといけないのが現状です。朝だけでもこんな状況なので、全体で考えると、かなりの超過勤務になると思います。

○教育長

月の超過勤務が 100 時間を超えている先生は、毎日 5 時間の超過勤務をしているイメージです。

中学校の終業時間は、午後 4 時 40 分ですが、毎日午後 8 時まで残業をされると、超過勤務は月に 60 時間になる計算です。

この問題は、校長を通じて、働き方を見直すように、特に 80 時間を超えている 9 人の先生方には勤務時間を減らすようにという指導が必要だと思えます。

○教育委員

この内容を見て、黙っておくわけにはいかないですね。何らかの手を打たなければいけませんね。

○教育長

なかなか良い手法が見つからないですね。土日の部活動地域移行ということもあるのですが、これもなかなか進まないですね。難しい問題ですが、教育委員会から校長へ、校長から超過勤務者に対して声かけをすることは、毎月継続的にやっていきたいと考えます。

●芦屋町健康づくり推進協議会委員の選出について

○教育長

芦屋町健康づくり推進協議会委員の選出について

○学校教育課長

(芦屋町健康づくり推進協議会委員の選出について説明※資料のとおり)

「概要」芦屋町健康づくり推進協議会委員の選出について、町から依頼を受けています。任期は令和 6 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 4 年間です。これまでは、井上委員を選出しています。委員の皆さんのご異存がなければ、再度井上委員をお願いしたいと考えています。井上委員、よろしいでしょうか。

○教育長

○教育委員

はい。

○教育長

委員の皆さんのご異存がなければ、井上委員を再度選出することとしてよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

第 5 報告・連絡

●令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）教育委員会所管分

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、公開しないものとする。（議会へ上程する案件のため）

－ 満場一致で承認 －

●いじめ、不登校の状況について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、公開しないものとする。(生徒指導に関する案件のため)

－ 満場一致で承認 －

●令和 6 年度学校訪問について

○教育長 令和 6 年度学校訪問について

○学校教育課長 6 月 20 日 (木) は、山鹿小学校で実施します。時間は 9 時から 12 時までの予定で、教育事務所が行う学校訪問と同一日程となります。お示ししている日程は、現在教育事務所と協議中の内容ですので、正式に決まりましたら、改めてご案内させていただきます。

6 月 25 日 (火) は、芦屋小学校で行います。時間は 11 時 50 分から 16 時 30 分までの予定です。開会行事の後に給食試食と給食の参観などを行う予定です。

7 月 8 日 (月) は、芦屋中学校で行います。中学校での給食試食はありません。時間は 13 時 40 分から 16 時 40 分までの予定です。

7 月 9 日 (火) は、芦屋東小学校で行います。給食の試食などがありますので、時間は 11 時 50 分から 16 時 40 分の予定です。

○教育委員 児童生徒は 6 校時まで授業はあるのですか。

○教育長 授業はあります。

○教育委員 放課後に教職員との意見交換となりますが、自己紹介に時間を取られ過ぎていたと思います。自己紹介の時間を減らし、その分学校の課題などについて、先生方の意見を聞くといったことはできないでしょうか。

○教育長 意見交換の進め方については工夫したいと思います。学校訪問については、この日程で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●令和 6 年度水泳指導について

○教育長 令和 6 年度水泳指導について

○学校教育課長 芦屋小学校は 6 月 17 日 (月) から 7 月 12 日 (金) までの予定です。

芦屋東小学校は 6 月 24 日 (月) から 7 月 16 日 (火) です。芦屋東小学校では、北豊スイミングさんに水泳指導を委託して実施します。

山鹿小学校は 6 月 17 日 (月) から 7 月 18 日 (木) までの予定です。

芦屋中学校は、6 月 6 日 (木) から 9 月 20 日 (金) までの予定です。

○教育委員 北豊スイミングでの指導はどのように行われるのですか。

○学校教育課長 低学年、中学年、高学年とで分けます。1 回の授業枠は移動時間を含めて 3 コマ、水泳指導は 2 コマ行う予定です。インストラクターが 3、4

人入り、こどもたちのレベルに合わせて水泳指導を行います。学校の先生はこどもの評価を行います。

○教育長

先生にとっては大変楽になると思います。芦屋東小学校には肢体不自由児や医療的ケア児がおられますが、その子たちの水泳指導もしていただけます。インストラクターの中に筋ジストロフィーのこどもを実際に指導した方がおられます。学校現場では指導がとても難しいので、その辺はありがたいですね。

●令和6年度英語体験活動について

○教育長 令和6年度英語体験活動について

○学校教育課長 本年度の英語体験活動は、7月30日（火）に行います。町のマイクロバスを使って、八幡東区の北九州英語村へ行きます。参加人数は小学生を対象に10人グループを2組編成し、20人で参加します。小学校の先生が2人引率します。

○教育長 これについては、昨年度と同じような形で実施ということになります。

●令和6年度海外ホームステイ事業派遣者選考結果について

○教育長 令和6年度海外ホームステイ事業派遣者選考結果について

○学校教育課長 今年度の海外ホームステイ事業への応募者は、21人（男子4人、女子17人）でした。1次選考として書類審査及び自己PRを書いていたいただき審査を行った結果、一次合格者を12人（男子4人、女子8人）選出しました。その後、2次選考として、教育委員会及び学校による面接と学校による英会話のテストを行いました。その結果、最終合格者8人を決定しております。男子が2人、女子が6人で、2年生男子が1人います。

○教育長 本日、学校から家庭へ審査結果の連絡をする段取りになっております。少し補足をしますと、最終選考に残った12人は全員英検3級以上を持っています。うち準2級取得者が2人います。

●ぼらんていあキッズ事業児童参加状況等について

○教育長 ぼらんていあキッズ事業児童参加状況等について

○生涯学習課長 今年度のりーどぼらんていあキッズ事業につきましては、昨年度の参加状況などを総合的に考え、対象者を小学生に絞って実施しております。昨年度応募が殺到したので、定員を25人として募集をしております。募集方法につきましては、登録申し込み書をセンターに出す方法に加え、町の公式ホームページの「申し込みフォーム」から申し込むことができる形としました。5月24日まで募集した結果、今回3小学校から23人の応募がありました。芦屋小学校が3人、芦屋東小学校が11人、山鹿小学校が9人です。年間活動は、6月15日（土）に第1回研修会を開き、7月、9月、10月、12月、来年の2月にかけて、赤しそ収穫支援や、折り紙製作寄贈、ビーチクリーンアップ、北九州市の日明

浄化センター見学といった活動を経て取りまとめを行い、3月1日(土)に活動報告会を開催する予定です。

ハンズ・オン・キッズ事業も参加者を募集していましたが、一次募集の時点で応募者数が定員に達しなかったため、2次募集を行いました。結果については次回の定例会で報告いたします。

●6月、7月の行事予定について

○教育長 6月、7月の行事予定について

○学校教育課長 (6月、7月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (6月、7月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

なし

「閉会宣告」

7月の定例会は7月4日(木)午前10時から開催します。

8月の定例会は8月2日(金)午前9時から開催します。

— 閉会宣告 11時50分 —

会議録署名人

教育委員

教育委員

学校教育課長